

告示

福岡県告示第千五百三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、平成十五年八月二十日付で内水面における共同漁業を次のように免許した。

平成十五年九月一日

福岡県知事 麻生 渡

漁場計画の公 示番号	内共 第一号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容	存続期間
免許 番号	内共 第一号	福岡県八女市大字山内 七四八番地	矢部川漁業協同組合		
	内共 第二号	福岡県朝倉郡朝倉町大 字古毛四六五番地	筑後川漁業協同組合		
		福岡県甘木市大字下浦 一五八五番地	甘木市漁業協同組合		
		福岡県久留米市安武町 武島一七五〇番地の一	下筑後川漁業協同組 合		
		佐賀県三養基郡北茂安 町大字江口一三四二番 地の三	佐賀県筑後川漁業協 同組合		
		福岡県久留米市安武町 武島一七五〇番地の一	下筑後川漁業協同組 合		
		福岡県大川市大字鐘ヶ 江四一六番地	三又青木漁業協同組 合		
		福岡県大川市大字小保 九六八番地の三九	大川漁業協同組合		

内共 第三号	内共 第四号	内共 第五号	内共 第六号	内共 第三号	内共 第四号	内共 第五号	内共 第六号
福岡県大川市大字大野 島二八四番地の一	福岡県大川市大字新田 一〇九六番地の一一	福岡県大川市大字新田 一三一七番地の二	福岡県柳川市大字七ツ 家一二七番地	福岡県柳川市大字南浜 武六二二三番地の一	福岡県柳川市大字矢留 本町一番地二番地	佐賀県三養基郡北茂安 町大字江口一三四二番 地の三	佐賀県神埼郡千代田町 大字崎村一七三五番地
大野島漁業協同組合	上新田漁業協同組合	川口漁業協同組合	久間田漁業協同組合	浜武漁業協同組合	沖端漁業協同組合	佐賀県筑後川漁業協 同組合	千代田漁業協同組合
						諸富町漁業協同組合	早津江漁業協同組合
						大詫間漁業協同組合	南川副漁業協同組合
							室見川漁業協同組合
							八木山川漁業協同組 合
							京二川漁業協同組合

平成十五年
五月二十八日
福岡県告示
第一〇二六
号によつて
告示した漁
業免許の内
容のとおり
平成十五
年九月一
日から平
成二五年
八月三一
日まで

第十号	内共	第九号	内共	第八号	内共	第七号	内共
第十号	内共	第九号	内共	第八号	内共	第七号	内共
武島一七五〇番地の一	福岡県久留米市安武町	字本分四四九四番地	福岡県八女郡黒木町大	六八八番地	福岡県豊前市大字岩屋	一一七六番地の一	福岡県行橋市大字流末
合	下筑後川漁業協同組	犬山漁業協同組合	岩岳川漁業協同組合	京二川漁業協同組合			